

「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の施行について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の施行について</p>  | <p>小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の施行について</p>   |
| <p>1～8 (略)</p>  | <p>1～8 (略)</p>   |
| <p>9 条例第9条関係 (水質検査)<br/>                     (1)～(4) (略)<br/>                     (5) 定期及び臨時の水質検査は衛生研究所などの地方公共団体の検査機関又は法第20条第3項の登録を受けた者(以下「<u>法第20条登録水質検査機関</u>」<u>という。</u>)並びに建築物衛生法に基づく登録業者に委託して行うよう指導すること。<br/>                     (6) (略)</p>  | <p>9 条例第9条関係 (水質検査)<br/>                     (1)～(4) (略)<br/>                     (5) 定期及び臨時の水質検査は衛生研究所などの地方公共団体の検査機関又は法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関並びに建築物衛生法に基づく登録業者に委託して行うよう指導すること。<br/>                     (6) (略)</p>  |
| <p>10・11 (略)</p>  | <p>10・11 (略)</p>   |
| <p>12 条例第12条関係 (技術担当者の業務等)<br/>                     (1) (略)<br/>                     (2) 第2項に規定する講習会は、選任された技術担当者が水道技術管理者としての資格を有する者のほか次の者は講習会の受講を免除することができることとする。<br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ <u>地方公共団体の検査機関又は法第20条登録水質検査機関</u>において、水道の水質検査業務に1年以上従事した経験を有する者</p> | <p>12 条例第12条関係 (技術担当者の業務等)<br/>                     (1) (略)<br/>                     (2) 第2項に規定する講習会は、選任された技術担当者が水道技術管理者としての資格を有する者のほか次の者は講習会の受講を免除することができることとする。<br/>                     ア～ウ (略)<br/>                     エ <u>地方公共団体の検査機関又は法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関</u>において、水道の水質検査業務に1年以上従事した経験を有する者</p> |
| <p>13～22 (略)</p>  | <p>13～22 (略)</p>   |
| <p>別紙1～8 (略)</p>  | <p>別紙1～8 (略)</p>   |